

あなたの利用負担はこうなります(福祉サービス)

改革の内容

- 利用者負担の仕組みが、これまでの所得のみに応じた応能負担から、利用するサービス量と所得に応じた定率負担(1割負担)に変わります。
- 施設などを利用した場合、食費、光熱水費などについても利用者の**実費負担**となります。

施設に入所している場合(20歳以上)

グループホームを利用している場合

通所サービスを使う場合

ホームヘルプサービスを使う場合

施設に入所している場合(20歳未満)

① 原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増えすぎないように、月額負担上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

定率負担の月額負担上限額	
生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般	37,200円

- 生活保護：生活保護受給世帯に属する方
- 低所得1：世帯主及び世帯員のいずれも市民税(均等割)が非課税である世帯で、障害者又は障害児の保護者の収入が80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方
- 低所得2：世帯主及び世帯員のいずれも市民税(均等割)が非課税である世帯に属する方で低所得1以外の方(3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 一般：市民税(均等割)の課税世帯に属する方

◆世帯の考え方

原則、住民基本台帳上の世帯で判断します。ただし、あなたが税制と医療保険で他の世帯員の「被扶養者」でなければ、あなたと配偶者のみの世帯として、所得の算定を行います。

高額障害福祉サービス費

② 同じ世帯内で他に障害福祉サービスを利用している方がいる場合や、介護保険サービスを併せて利用している方の場合、その負担の合計額が、①の月額負担上限額を超えないように軽減します。申請により、その超えた分を「高額障害福祉サービス費」として、償還払いにより後日、市から支給します。

個別減免措置

③ 利用者個人の資産が350万円以下の場合、収入の種類や額に応じて月額負担上限額を減免します。

社会福祉法人減免

④ 社会福祉法人が提供するサービスを受ける場合に、収入が少ない方のうち特に支援が必要な方を対象に、一つの事業者でかかる定率負担額が①の月額負担上限額の半額を超えた場合、超えた額を社会福祉法人が減免します。

生活保護移行防止のための軽減措置

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護の対象となる場合、生活保護の対象とならないよう、月額負担上限額や食費などの実費負担額をより低い額に減額します。

食費等実費負担にかかる軽減措置(特定障害者特別給付費)

施設などを利用した場合、食費や光熱水費などについて、4月以降は実費負担となりますが、収入が少ない方には、実費負担が少なくすむように「特定障害者特別給付費」が支給されます(補足給付)。

⑥ 収入が少ない場合は・・・
サービスの利用者負担と食費等実費負担を負担しても、少なくとも、2.5万円が手元に残るよう、上限額を設定します。

※ 通所サービスを利用された場合は、⑦の減額措置を適用します。

⑦ 世帯の所得が少ない場合は・・・
食費負担額を3分の1程度に減額します。(月22日利用の場合5,100円程度の負担)

⑧ 保護者の方の収入に応じて・・・
地域で子どもを養育する世帯において通常かかる負担となるよう、上限額を設定します。

12ページへつづく